技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年1月策定平成21年12月一部改定

1. 現状

平成20年度末に技能労務職員がすべて退職したことにより、新規の採用をせずに臨時職員等で対応しています。

2. 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

また、職員については、退職不補充とし臨時職員等を活用します。

3. 具体的な取組内容

各年度における、人事院及び県人事委員会の勧告等と同等となるよう、 適正な給与等への改正を実施します。

平成19年4月現在、技能労務職員(用務員)3名が在職していますが、 平成20年度末までにはすべての者が定年退職を迎えることから、今後当 分の間、新規の技能労務職員を採用せずに臨時職員等で対応する計画です。

4. その他

平成17年4月に調理員が在職していた給食センター調理業務の民間委託を実施しました。

なお、在職の調理員については、保育園給食調理業務へ配置換えを実施 し、以降退職不補充としたことにより、現在は臨時職員等で対応していま す。